

欧州で「土壌プラスチック汚染」報告書公表

◆欧州で海洋だけではなく陸上のプラスチックごみ問題も提起

欧州環境政策研究所（IEEP）は2018年5月、「土壌のプラスチック汚染（Plastic pollution in soil）」に関する報告書を公開した。欧州では、海洋のプラスチックごみ問題への対処のため、使い捨てプラスチックの規制案が出されたばかりだ。同報告書では、以下の点を指摘した上で、土壌におけるプラスチック汚染の問題とその影響をより深く考慮することが、政策や法律において必要だとしている。

- ・海洋環境で見つかったプラスチックの80%以上が、陸上で生産、消費、処分されたものである。したがって、土壌のプラスチック汚染は、土壌環境の損傷と水系への移動の両方の問題である。
- ・陸上で高レベルのマイクロプラスチック^(注)汚染が観測されている。これは海洋よりも、4～23倍高いと推定されている。
- ・プラスチック廃棄物の不適切な廃棄処理に加えて、農業目的での使用の増加によりプラスチックは土壌に及んでいる。
- ・欧州および北米の農地におけるマイクロプラスチックの年間投入量は、欧州で63,000-430,000トン、北米で44,000-300,000トンと推定されている。

(注) 通常、直径5mm以下のプラスチックを指す。もともと5mm以下のもの（一次的）と、大きなサイズのプラスチックが粉砕、分解されてできるもの（二次的）がある。

◆農業分野で土壌を汚染するプラスチック

農業分野でのプラスチック汚染問題は二種類ある。一つは、農作物の育成時に使用されるビニールシートなどがごみとなる問題。もう一つが、汚泥肥料へのマイクロプラスチックの混入である。汚泥肥料とは、生活排水やし尿などを浄化する過程でできる汚泥を、乾燥や粉砕、発酵させ肥料としてリサイクルするものだ。汚泥肥料は、植物に有益な窒素やリン酸などの栄養分を豊富に含むが、排水中のカドミウムや水銀などの有害物質が肥料製造工程で高濃度になっている可能性があるため、欧州でも日本でも監督官庁が基準を設けて規制している。

海洋プラスチック問題への関心が高まるなか、今後はプラスチックごみの土壌汚染問題への対応も求められる可能性もでてきた。

【赤山英子】